

保護者負担の軽減をめざして ～教育費全体から公費化を考える～

北広島市立緑陽中学校
佐藤 一夫

本レポートは、2014年10月に行われた、「石教研第二次研究協議会事務職員部会」における北広島市のレポートから抜粋しています。

1. 北広島市の研究経過と今年度の研究

北広島市では、石狩管内研究の課題とされている「保護者負担の公費化（軽減）」をテーマに取り組みを進めています。昨年度は、補助金調査、理科費（教育振興需用費）調査、クリーニング（役務費）調査を行い、補助金を含む学校における予算を一体的に捉える観点で研究に取り組みました。

3年目となった補助金調査では、市補助金を通して保護者負担軽減につなげることはできないか、校外学習（施設利用料や交通費）の補助形態とその他消耗品に支出される経費を中心に調査し、市経理支出が不可能な部分で保護者負担軽減に大きな役割を果たしていくことがわかりました。

理科費（教育振興需用費）調査においては、実験消耗品での支出が主な中学校では配分額としては充分ですが、セット教材に大きく依存している小学校では、セット教材分を保護者が負担せざるを得ない状況が見えてきました。市経理での予算措置に限界はあるものの、保護者からの徴収金額を校内で再検討することが必要です。

クリーニング（役務費）調査では、主な支出品目としてカーテンとモップがあるが、配分額が足りず、どちらか一方しか出せないことがわかりました。業者についても調査し、他校を参考にして見積をとるなど経費削減を図ることができました。

以上の調査結果や成果は、市内全職員配付の事務だより「学校事務」（資料1）を通して、市内の事務職員による学校間連携会議が、現在、保護者負担軽減を大きなテーマとして取り組みを進めていることを知らせることが

できたと思います。

今年度は補助金と市経理における保護者負担の状況をデータ化し負担割合を明確にすることを主眼に置きました。前年度までの調査や交流した内容を継続的に捉え、今年度の研究に至っています。尚、今回は「教育予算に係わる調査」に関わって、7月に市連携議長名で各学校長宛に調査依頼文書を発出しました。昨年度までは、事務職員間で情報収集し調査を行って来ましたが、他職種に事務職員が学校財政や保護者負担軽減に関わる問題に一体になって取り組んでいることを知つてもらう上では有効だったと思います。

2. 保護者負担金額（学校徴収金）調査

この調査は保護者負担額の全容を確認しつつ公費化すべき経費の有無を洗い出すために行いました。どの学校においても共通にあると思われる教材費、演劇・芸術鑑賞会、児童会・生徒会費、部活動後援会費、PTA会費、社会見学・宿泊学習・修学旅行等経費、スキーライブ等を対象としました。

調査をまとめるにあたり、小学校1年生から小学校6年生までの合計額、中学1年生から中学3年生までの合計額を小学校・中学校別に一覧表にしました（資料2、3）。また、これにより小学校では6年間、中学校では3年間の就学期間における保護者負担額総額とみなして一覧表にまとめました。

【小学校の分析】

テスト類については、各学校に大差はありませんでした。一方、ドリル・ワーク類の選択では各学校の特色からバラツキが比較的大きく現れました。

教科実習費については、小学校は生活、理科、図工、家庭、その他に分けて集計を行いました。一校でその他の教科が1年生の額が大きいところがありました。内容については今回の調査からは見えてこないので具体的に各学校の一覧表を集約して比較してみると内容・理由が明確になると思われます。理科についても一覧表等で内容分析が今後の課題と思われます。

総合学習の経費は額的には、0円から360円と少額ですが、公費・補助金の活用などと

の兼ね合いもあり、一部の学年のみが保護者負担を求めるのが適當なのか各学校での検討があると学年間のバランスが図られるのではないかと思われます。

その他の学級活動費等に各学級で使用する消耗品類の経費についても集計しました。中身については、詳細な確認を行い、用紙類や印刷に関わる部分の支出があれば、公費化の見通しについて検討の余地があると思われます。

演劇・芸術鑑賞会費については、実施している学校と実施していない学校に二分されています。実施校にあっては、年間約750円を保護者から徴収し、受益者負担として位置づけられているという興味深い結果が出ました。「演劇・芸術鑑賞会イコール保護者負担」と授業時数確保の観点から、未実施校が多い要因になっているかもしれません。

児童会費を集めている小学校はありませんでした。また、部活動後援会費についても小学校は徴収は皆無でした。

P T A会費については、微妙に金額に差があります。規模や活動内容に会費額は影響を受けるので一概に金額から多寡をいうものでもないと思われます。次に調査をするときは、教育活動に使用されている予算の有無や率の調査も必要と思われます。

社会見学等やスキー学習については、保護者負担の全容を明らかにするために調査をしました。

【中学校の分析】

テストでは、進路関係の学力テストが全く同じ内容で実施されています。ワーク類などの補助教材については、各学校で選択物に差異があり学校ごとの特色が見られます。

教科実習費については、国語、社会、理科、美術、技術、家庭、その他に分けて集計しました。美術、技術、家庭科での徴収額は、実習に関わる教材が多くなるためか、理科とは比較にならない保護者負担額となっています。

総合学習で徴収を実施している学校は一部でした。総合学習だけの課題ではありませんが、総合学習の内容と公費や補助金の執行実績との連結決算等で比較していかなければ、

公費私費の実態把握は困難と思われます。

生徒会費については、最低額が2,400円、最高額が10,800円であり、学校によって大きな差が見られます。活動内容の違いによるものと考えられますが、より詳細な調査することによって内容や公費化の道筋も見えてきそうです。

部活動後援会費の額については、バス利用の行事を除けば大きな額となりました。昨年より部活動に必要な旅費が道や市により一部予算化され、それまで保護者負担だった教員の大会引率経費が軽減されていました。しかし、貸切バス代の適正化規制により、今後の徴収額が減額に動くのは難しいのではないかと思われます。

以上、保護者負担の全容を把握するために数字の洗い出しを中心に行いましたが、数字から公費化すべきものを把握することは困難です。このデータを基に、今後は各教科や項目について、ピンポイントに調査を実施していくことも必要です。

今後も公費の市配分予算、各種補助金と私費との連結決算等の実践や研究を行うことで、公費化の道筋が明確になるものと考えます。

3. 理科（教育振興需用費）調査

昨年度は、理科消耗品費の執行のために、「理科」という予算項目が措置されていることから、理科にかかる支出について、保護者負担の観点、学校運営費の公費化の観点から、アンケート調査を行いました。この調査から、北広島市全体でみると、試験管、薬品等を市經理から支出している割合は多く、セット教材の保護者負担割合が多いことがわかっています。

今年度は、各学校の理科にかかる経費の支出の内、市經理または保護者負担それぞれの割合をセット教材とそれ以外について調査しました。（資料4）

小学校では、今年度の調査結果から、保護者の負担割合が50%を超える学校が5校あり、保護者に依存している部分が多いことがうかがえます。セット教材については、各学校により支出の占める割合が異なりますが、

ほぼすべての学校（6校）で保護者が負担していることがわかりました。このセット教材にかかる部分が保護者負担軽減に向か、壁になっているところかもしませんが、すべて市経理で執行している学校も1校ありました。

また、セット教材以外については、市経理から支出している学校、保護者が負担している学校さまざまですが、保護者が負担している割合は、多くても50%台で、その他は15%を下回る結果となり、それほど負担割合が多いわけではないことがわかりました。小学校全体をとおし、保護者が負担している割合は、セット教材の方に比重が大きく、これをどのように軽減していくかがこれからの課題であると考えます。

次に、中学校では、セット教材の購入はありませんでしたが、セット教材以外の購入については、すべての学校が市経理から支出され、割合も70%以上と多いことがわかりました。このことから、保護者負担軽減に向け少しづつ前進していると考えられます。

今後も、さらなる保護者負担の公費化（軽減）に向け、必要経費を確保するため予算要望につなげることなど取り組みを推進していく必要があります。

4. 保護者負担バス代調査

平成26年度は4月から消費税が5%から8%に増額されるとともに、貸切バス契約について国からの指導があり金額が適正化（大きく増額）されたので各学校の平成26年度のバス代単価の調査を実施しました（資料5,6）。

小学2年生の社会見学では、北広島駅近郊の学校では、バスを利用しないで実施していますが、他の学校ではバスを利用しています。スキー学習は、1年生からバスを利用してスキー場での学習を行う学校もあればスキー場には3年生から行く学校もありました。

中学校の社会見学等では1校が全額補助金からの支出で高校体験訪問を実施している学校がありました。また、スキー授業を実施している学校とそうでない学校に分かれました。

一覧表はあくまでも単価比較であり、当然

各学校の教育計画による違いはありますが、今後のバス会社との契約を考える際の参考になる形でまとめることができたと思います。

5. 保護者負担軽減（公費化）の取り組み

市内の学校における「保護者負担軽減（公費化）」に取り組んだ際の、提案の有無や提案方法（文書提案又は口頭提案）について、過去1年間に期間を区切っての調査としました。（資料7）

その結果、10校で公費化に向けた提案が何らかの形で行われたことが分かりました。提案なしとした学校でも期間を1年間と区切らなければ、それ以前に複数提案している学校もありました。

今回の調査では、保護者負担軽減に関する提案方法を把握するために行いましたが、口頭提案と文書提案の比率は7対3でした。保護者負担軽減の校内における取り組みの経過を明らかにし、次に赴任する事務職員にも継続されるよう根付かせるためにも、文書提案として取り組みを残すことは大切なことです。また、その文書を実務実践として学校間で交流し積み重ねていくことで、保護者負担軽減（公費化）への取り組みが更に進んで行くものと思われます。

6. 教育振興補助金調査

北広島市教育振興補助金（以下市補助金）については、過去に学校財政財務活動の観点から、事務職員がどのような関わりをもっているのか、またどのくらい保護者負担軽減につながっているか調査をしてきました。その結果として、事務職員が会計を担当している学校は少ないが、多くの学校では市費配分のバランスや執行状況に応じて、事務職員と担当者が連携を進めていること。また、その補助金を活用して市内全小中学校で交通費、施設利用の一部ないし全額補助をしていることがわかりました。そこで今年度は、直接保護者負担軽減につながっている交通費・施設利用への補助がどのくらいなのか調査しました。（資料8）

調査（H25実績）の結果、学校規模にもよりますが、小学校では補助率の少ない学校で

市補助金の3%、多い学校で64%、金額になると児童一人当たり少ない学校で405円、多い学校で1,116円、平均すると市内全児童一人当たり495円の補助がされていることになります。

中学校では補助率の少ない学校でも24%、多い学校で64%、金額になると生徒一人当たり少ない学校で334円、多い学校で1,471円、平均すると市内全生徒一人当たり750円の補助がされていることがわかり、市内小中学校全体で、市補助金の40%の約300万円、児童生徒一人当たり583円の補助がされていることになります。

平成24年度調査(H23実績)と比較すると、全体で10%ほど交通費・施設利用料の補助率が上がり、金額になると小学校で一人当たり300円⇒495円(195円UP)に、中学校では570円⇒750円(180円UP)の補助がなされました。過去二回の市内全職員配付の事務により「学校事務」では、補助金と保護者負担軽減との関係性について大きく取り上げてきたところです。このことが補助率の上昇につながったかについては検証が必要ですが、各学校で保護者負担軽減に対する意識は高まっているものと考えます。

市補助金が保護者負担軽減に大きな役割を果たしていることは、これまでの調査の結果明らかです。しかし、市補助金の約60%が消耗品等に充てられていることも事実です。この6割の消耗品費等のいくらかでも交通費・施設利用料に回せれば、より保護者負担は軽減されると思います。昨年度の調査でも、消耗品の中でインク・コピー用紙の支出割合が高かったことがわかっています。今後も担当者とはもちろん全職員と連携を深め、更なる消耗品の節減、学校予算での執行やそれに伴う予算(消耗品費等)の増額要望も含め連動させて検討していくかなければならないと思います。また、今年度より増税による施設利用料、バス料金(料金適正化)などの値上がりにより保護者の負担増が懸念されます。

今後も調査を継続し、この値上げによって保護者の負担がどのように変わったのか検証し、少しでも負担が軽減されるような手立て(バス代の公費化、学校予算の消耗品費の増

額要望など)を考えていかなければならぬと思います。

7. 北広島市における就学援助制度について

これまで北広島市の就学援助制度は、学用品費・修学旅行費・校外活動費が実費支給となっており、更に今年度より新たな援助費目として、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費(以下「新3項目」という)が追加されました。経過と現状の運用について報告します。

国では就学援助費目に2010年度から「新3項目」を追加しました。しかし、準要保護者に対する就学援助制度が国庫補助の対象から外れ市町村の単独事業となった現在では、全国的に「新3項目」については20%程度の低い支給率となっています。このような状況の中、北広島市教委は平成26年度導入に向けて予算要望を行ってきました。

昨年11月に、市教委の平成26年度予算積算作業において、就学援助に係わる「新3項目」について全小中学校を対象に調査がありました。PTA会費、生徒会費については実費額を、クラブ活動費については、個人が用意する用具等の経費(例:シューズ、ウェア、練習着など)とクラブ活動において部員全員が一律に負担する経費(例:部費、遠征の旅費、部が集約して一括購入する経費)の調査が行われました。※実際、小学校はPTA会費のみ、中学校は全項目が対象(クラブ活動=部活動)

今年度の実施までに市教委と事務職員協議会の間で若干の調整を踏まえて、4月から「新3項目」を加えての就学援助費の支給が始まりました。4月中旬に例年行われている就学援助事務についての説明会があり、そこで「新3項目」についての事務説明が加えられました。PTA会費は上限額(小学校~3,290円、中学校~4,070円)内で学校口座へ、生徒会費は上限額(中学校~5,300円)内で学校口座へ、部活動費は上限額28,780円で二期に分けて保護者口座へ支給となりました。※消費税増税に伴い6月に単価が改定されています。

※市教委発行のお知らせ文書及び申請書(資料9&10参照)

今回の項目追加の影響もあり、要保護・準要保護児童生徒援助事業の予算額が小学校で62,079千円（H25）⇒66,648千円（H26）、中学校で50,736千円（H25）⇒61,992千円（H26）と小中合計で15,825千円の増額となりました。

現状では市内の学校において、P T A会費、生徒会費が上限額を超えて徴収している学校は1校のみです。しかし部活動費に関わっては、シューズやウエア等の用品類が高価であること、また遠征に使用する貸切バス料金の高騰により個人負担が増額の一方であることから、多くの部において上限額を上回る個人負担があると推測できます。

ただ、管内、全道的にも支給がない市町村が多いなか、この「新3項目」による保護者の経済的負担は少なくなっていることは確かです。ぜひ他市町村においても早期に実施されることを望むものですが、北広島市での就学援助事務で他市町村との大きな違いは、学用品費が実費支給となっていることです。平成25年度の実績をみると、実態に合わせ支給すること6,931,207円支給を抑制していることが分かります。（資料11参照）このように学用品費等を実費支給としてことで、支出額を抑えることができています。その事も要因となり、「新3項目」が新設できたとも考えられます。また支給項目の拡大は、支給方法の違い（保護者への直接支給・学校長口座への振込）にもよりますが、就学援助世帯の未納対策にも大いに役に立つのではないかでしょうか。

ただし、学用品費の実費支給は学校が保護者から教材費として一律に徴収する費用と、希望者が購入する教材の費用のうち各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品の費用であり、支給対象学用品は定められています。このことは、本来、就学援助の「学用品費」で必要とされている家庭学習で使うノートや鉛筆代などが含まれないということです。

そのことからも、現在4割程度の支給抑制をしているうち、例えば1割程度でも定額支給にし、実費支給と定額支給の併用支給などの可能性も考えるなど、より就学援助制度の

充実が図られるよう今後も注視していきたいと思います。

今後は支給事務や内容について検証し、必要であれば市教委と協議し改善を図っていきたいと考えております。

8. 今後に向けて

北広島市における今年度の学校配分予算は、消費税率増税分のみ増額されました。ICTによる教育環境の充実や就学援助項目における新3項目追加等、教育に対して手厚い北広島市であっても、学校配分に関わる部分については純粋に増額とはならないのが現実です。来年にも更なる増税が予定され、学校配分増が見込まれない現状においては、これまでの支出をあらためて見直すとともに、保護者負担軽減に大きな役割を果たしている各種補助金についても教育費として一体的に考えていく必要があります。保護者負担の高いセット教材の支出に関しても、教員間のみならず事務職員間でも温度差はありますが、義務教育段階での保護者負担率を少しでも下げられるような取り組みをしていきたいと思います。また、保護者負担のセット教材に頼らざるを得ない多忙な教員実態を理解しつつも、義務教育段階では安易な徴収は避けなければならないことを常に考え、その方策についても事務職員間の横のつながりを通して、ヒントを交流できればと思います。そして、課題を整理しデータ化した上で市の予算要望につなげたいと思います。

今回の「保護者負担金額（学校徴収金）調査」の結果から、市内において、中学校3年間で徴収する金額は、小学校6年間で徴収する金額を超えていました。高額な修学旅行代や、受益者負担として位置づけが一般的な部活動で保護者負担額が多くなっていることは明らかですが、義務教育段階であっても、成長につれて金銭的な負担が増える保護者に配慮していくことは、義務教育の事務職員として必要ではないでしょうか。